保護者のみなさまへ

2026年度 伊丹市保育料軽減制度のご案内

対　　象



【子どもの要件】

次の要件を満たす子どもの保育料が対象です。

・伊丹市内に住所があり、令和8年4月1日時点で２歳以下
（令和5(2023)年4月2日以降の生まれ）

・市町から保育認定を受け、保育所等の対象施設・事業を利用している

※1　国の規定に基づき、複数の子どもがいること、またはひとり親世帯等に該当することによる優遇措置を受けている場合は対象外です。
（例：保育料が、きょうだいで利用する場合の最年長の子どもから順に2人目以降は無料等）

※２　幼児教育・保育無償化の対象となっている子どもについては対象外です。

【世帯の要件】

世帯合計の市民税**所得割額**が次の額未満の世帯が対象となります。

・第１子　　：　57,700円未満

・第２子以降：155,500円未満（ひとり親世帯等は、 169,000円未満）

※1　**４月～８月は令和7年度、９月～３月は令和8年度の市民税所得割額**で判定します。

※2　「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、障害児(者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町の長が認めた世帯　です。

※3　住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。

対 象 期 間

令和8年４月から令和9年３月まで

補　助　額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に補助します。

ただし、保育料の１／２と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

・第１子　：10,000円　　・第２子以降：15,000円

※１　保育料が月額5,000円以下の月は補助対象外。（100円未満の端数は切り捨てとなります。）

※２　保育料とは伊丹市が条例、規則等により決定するものです。給食費や通園バス代等、各園が独自に徴収するものについては対象になりませんのでご了承下さい。

＜月額軽減補助額の計算＞

①月額保育料－5,000円　②補助基準額　③月額保育料の1/2　を比較し、最も低い額×対象月数を補助します。

申請手続き

補助の要件を満たし、本事業の申請をされる方は、以下の書類を作成し、

令和9年1月29日（金）までに利用施設へ提出してください。

【申請に必要な書類】

◎伊丹市保育料軽減補助金申請書兼請求書（各施設にあります）

※留学等で兄姉が世帯と別に居住している場合は、申請書裏面の申立書まで記入してください。

◎世帯の状況が確認できる添付書類（２・３号認定子どもで、申請書の「世帯状況の確認事項および必要書類」の欄①～④に該当のある世帯のみ、申請書に☑した書類を添付）

【申請に関するお問い合せ】
伊丹市教育委員会事務局幼児教育課
☎072-744-2261

【制度に関すること】
兵庫県福祉部こども政策課
☎078-341-7711（内線73535）（受付時間　平日9:00～12:00、13:00～17:30）

補助対象チェックリスト

□　子どもが、次の施設を利用している
　・保育所　　・認定こども園　　・小規模保育事業　　・事業所内保育事業

□　子どもの年齢は、令和8(2026)年4月1日時点で０～２歳
　（誕生日が令和5(2023)年4月2日以降）

□　国の規定に基づき、複数の子どもがいること、またはひとり親世帯等に該当することによる優遇措置を受けていない

□　世帯合計の市町民税所得割額が、次の額未満である
　・第１子　　：　57,700円未満
　・第２子以降：155,500円未満（ひとり親世帯等は、169,000円未満）

□　月に5,000円を超える保育料を負担している

すべてに当てはまったお子さん・世帯は「伊丹市保育料軽減事業」の対象です。
表面に記載の申請手続きのとおり、申請書等を提出してください。

●市民税所得割額が補助対象になる保育料階層

３～５歳児クラスの子どもと０～２歳児クラスの市民税非課税世帯は無償化の為、補助対象外

市民税所得割額が補助対象となる保育料階層であっても、国の規定に基づき複数の子どもがいること、または、ひとり親世帯等に該当することによる優遇措置を受けている場合は対象外

対象　：第１子又は第２子の補助対象

対象　：第２子以降の補助対象

対象外　：補助対象外

保育料階層	市民税所得割	ひとり親世帯等	その他
1	生活保護	対象外	
2－1	非課税		
2－2			
3－1	均等割のみ	対象外	第１子または第２子以降は補助対象階層
3－2	1-48,599		
4－1	48,600-50,899		
4－2	50,900-54,699		
4－3	54,700-57,699		
	57,700-77,100		第２子以降は補助対象階層
	77,101-96,999	第２子以降は補助対象階層	
5－1	97,000-108,399		
5－2	108,400-155,499		
	155,500-168,999		対象外
6－1	169,000-190,299	対象外	
6－2	190,300-300,999		
7－1	301,000-338,999		
7－2	339,000-396,999		
8	397,000以上		

補助金交付スケジュール

1月29日
申請〆切

２・３月中
書類審査

→

４月上旬

３月分保育料
の収納確認

→

４月中旬～５月中旬

・市と県の間で補助額の報告と決定
・申請者に決定通知を交付
・口座振込にて交付